

広島県告示第六百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 事業者の 名 称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 事業所の 名 称 | 事業所の 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------|
| 株式会社西日本 電工社 | 呉市東中央二丁目八 番一七―三〇一―号 | ショートステイ めぐみ園 | 呉市東中央二丁目八 番一七号 西電ビル 二F | 平成二二年四 月一日 |
| 企業組合労協セ ンター事業団 | 東京都豊島区池袋三 丁目一番二号 光文 社ビル六F | デイサービスま る・さんかく・ しかく | 呉市広横路二丁目二 番一八号 | 平成二二年五 月一日 |
| 社会福祉法人三 原のぞみの会 | 三原市西野三丁目八 番一八号 | 三原きぼう作業 所福祉用具貸与 事業所 | 三原市明神三丁目一 五番一七号 | 平成二二年四 月一日 |
| 社会福祉法人三 原のぞみの会 | 三原市西野三丁目八 番一八号 | 三原きぼう作業 所特定福祉用具 販売事業所 | 三原市明神三丁目一 五番一七号 | 平成二二年四 月一日 |
| 株式会社オムエ ル | 広島市安佐南区山本 四丁目一三番五四号 | オムエルヘルパ ーステーション | 廿日市市佐方二丁目 一番一八号 | 平成二二年四 月一日 |
| 株式会社オムエ ル | 広島市安佐南区山本 四丁目一三番五四号 | オムエル居宅介 護支援事業所 | 廿日市市佐方二丁目 一番一八号 | 平成二二年四 月一日 |
| 医療法人新玉会 | 安芸高田市吉田町常 友三四一番地一 | こだま整形外科 医院 | 安芸高田市吉田町常 友三四一番地一 | 平成二二年六 月一日 |
| 社会福祉法人か つぎ会 | 広島市安佐北区可部 町綾ヶ谷二一七五番 地 | ケアハウス・こ よの里親和園 | 江田島市江田島町小 用三丁目二八番一号 | 平成二二年四 月一日 |